

貨物検査法案の概要

国土交通省
平成 21 年 10 月

1. 法律の目的・性格等

- (1) 本法の目的は、安保理決議 1874 等を踏まえ、我が国が実施する北朝鮮特定貨物の検査等について定め、安保理決議の実効性を確保するとともに、北朝鮮による核実験、ミサイル発射等の一連の行為によって生じた我が国を含む国際社会の平和と安全に対する脅威の除去に資すること。
- (2) 本法の検査等の措置は、国際法の許容する範囲内で、対象船舶に北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があること等を要件に、検査等の行政上の措置をとるものであり、我が国の警察作用に属するもの。
- (3) 決議 1874 の関連部分が失効したときは、別法により廃止。(特措法)

2. 北朝鮮特定貨物の検査等

- (1) 検査
海上保安庁長官又は税関長は、対象船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるとき等は、海上保安官又は税関職員に、検査をさせることができる。(領海及び公海においては、船長等の承諾を得る。)
- (2) 提出命令
海上保安庁長官又は税関長は、検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したとき等において、海上保安庁長官にあっては船舶の船長等に対し、税関長にあっては貨物の所有者又は占有者に対し、その提出を命ずることができる。
- (3) 保管
海上保安庁長官又は税関長は、提出を受けた北朝鮮特定貨物を保管しなければならない。(提出貨物の内容等の公告、返還、売却及び廃棄等について規定)
- (4) 回航命令
海上保安庁長官は、検査できないなどの事由があるときは、船舶の船長等に対し、船舶を指定する港等の検査等に適した場所に回航すべきことを命ずることができる。

3. その他

- (1) 旗国の同意
公海上の外国船舶(無国籍船を除く。)に対する検査、提出命令及び回航命令は、それぞれ、旗国の同意がなければできない。
- (2) 関係行政機関の協力
関係行政機関は、法目的の達成のため、相互に緊密に連絡し、及び協力する。
- (3) 日本船舶に対する回航命令
外国当局による公海上の日本船舶に対する検査について我が国が同意しないときは、船舶の船長等に対し、我が国又は外国の当局による検査を受けるために指定する港に回航すべきことを命じなければならない。
- (4) 罰則
検査、提出命令、回航命令に従わなかった者には罰則を科す。